

## 静岡県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表（案）

旧		新		備考
第1章 総 則		第1章 総 則		関係機関の所掌事務の 明確化
第1節～第7節（略）		第1節～第7節（略）		
第8節（略）		第8節		
1～2（略）		1～2（略）		
3 指定公共機関及び指定地方公共機関等		3 指定公共機関及び指定地方公共機関等		
機 関 名	所 掌 事 務	機 関 名	所 掌 事 務	
東海旅客鉄道株式会社 東日本旅客鉄道株式会 社 日本貨物鉄道株式会社 地 方 鉄 道 会 社	1 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保 2 災害時の応急輸送対策	東海旅客鉄道株式会社 東日本旅客鉄道株式会 社 日本貨物鉄道株式会社 地 方 鉄 道 会 社	1 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保 2 災害時の応急輸送対策	
中日本高速道路株式会 社	災害時の輸送路の確保	中日本高速道路株式会 社	1 災害時の輸送路の確保 2 避難退域時検査場所設置への協力	
西日本電信電話株式会 社	1 通信の確保 2 公衆電気通信の特別取り扱い	西日本電信電話株式会 社	1 通信の確保 2 公衆電気通信の特別取り扱い	
株式会社N T T ドコモ 東海支社 K D D I 株式会社 ソフトバンク株式会社	通信の確保	株式会社N T T ドコモ 東海支社 K D D I 株式会社 ソフトバンク株式会社	通信の確保	
日本赤十字社静岡県支 部 (一社)静岡県医師会 (一社)静岡県歯科医師 会 (公社)静岡県薬剤師会 (公社)静岡県看護協会 (公社)静岡県病院協会	災害時における医療救護の実施	日本赤十字社静岡県支 部 (一社)静岡県医師会 (一社)静岡県歯科医師 会 (公社)静岡県薬剤師会 (公社)静岡県看護協会 (公社)静岡県病院協会	災害時における医療救護の実施	
(独)国立病院機構	国の開設する病院における医療救護の実施	(独)国立病院機構	国の開設する病院における医療救護の実施	
(公社)静岡県放射線技 師会	1 県が行う原子力災害医療措置及び避難退域 時検査に対す	(公社)静岡県放射線技 師会	1 県が行う原子力災害医療措置及び避難退域 時検査に対す	

静岡県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表（案）

<table border="1"> <tr> <td></td> <td>る協力 2 県が行う住民の問合せ対応に対する協力</td> </tr> <tr> <td>日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社 (一社)静岡県トラック協会</td> <td>1 災害対策に必要な物資の輸送確保 2 災害時の応急輸送対策</td> </tr> <tr> <td>日本放送協会 民間放送機関</td> <td>気象予警報、災害情報、その他の災害広報</td> </tr> <tr> <td>(一社)静岡県バス協会</td> <td>避難住民等の輸送の支援</td> </tr> <tr> <td>国立研究開発法人日本原子力研究開発機構</td> <td>1 緊急時モニタリングの支援 2 専門家の派遣 3 放射線測定機材の提供 4 災害応急対策の技術的支援（検討・助言）</td> </tr> <tr> <td>国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 放射線医学総合研究所</td> <td>1 緊急時モニタリングの支援 2 専門家の派遣 3 原子力災害医療派遣チームの派遣</td> </tr> </table>		る協力 2 県が行う住民の問合せ対応に対する協力	日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社 (一社)静岡県トラック協会	1 災害対策に必要な物資の輸送確保 2 災害時の応急輸送対策	日本放送協会 民間放送機関	気象予警報、災害情報、その他の災害広報	(一社)静岡県バス協会	避難住民等の輸送の支援	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	1 緊急時モニタリングの支援 2 専門家の派遣 3 放射線測定機材の提供 4 災害応急対策の技術的支援（検討・助言）	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 放射線医学総合研究所	1 緊急時モニタリングの支援 2 専門家の派遣 3 原子力災害医療派遣チームの派遣	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>る協力 2 県が行う住民の問合せ対応に対する協力</td> </tr> <tr> <td>日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社 (一社)静岡県トラック協会</td> <td>1 災害対策に必要な物資の輸送確保 2 災害時の応急輸送対策</td> </tr> <tr> <td>日本放送協会 民間放送機関</td> <td>気象予警報、災害情報、その他の災害広報</td> </tr> <tr> <td>(一社)静岡県バス協会</td> <td>避難住民等の輸送の支援</td> </tr> <tr> <td>国立研究開発法人日本原子力研究開発機構</td> <td>1 緊急時モニタリングの支援 2 専門家の派遣 3 放射線測定機材の提供 4 災害応急対策の技術的支援（検討・助言）</td> </tr> <tr> <td>国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 放射線医学総合研究所</td> <td>1 緊急時モニタリングの支援 2 専門家の派遣 3 原子力災害医療派遣チームの派遣</td> </tr> </table>		る協力 2 県が行う住民の問合せ対応に対する協力	日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社 (一社)静岡県トラック協会	1 災害対策に必要な物資の輸送確保 2 災害時の応急輸送対策	日本放送協会 民間放送機関	気象予警報、災害情報、その他の災害広報	(一社)静岡県バス協会	避難住民等の輸送の支援	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	1 緊急時モニタリングの支援 2 専門家の派遣 3 放射線測定機材の提供 4 災害応急対策の技術的支援（検討・助言）	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 放射線医学総合研究所	1 緊急時モニタリングの支援 2 専門家の派遣 3 原子力災害医療派遣チームの派遣	<p>4～8（略）</p> <p><b>第2章 原子力災害事前対策</b></p> <p>第1節～第6節（略）</p> <p>第7節 緊急事態応急体制の整備</p> <p>1～12（略）</p> <p>13 緊急時の<b>公衆</b>被ばく線量評価体制の整備</p> <p>県は、国の支援のもと、健康調査・健康相談を適切に行う観点から緊急時に<b>公衆</b>の被ばく線量の評価・推定を迅速に行えるよう、甲状腺モニター等の配備・維持管理、測定・評価要員の確保、測定場所の選定、測定場所までの被検査者の移動手段の確保等、<b>公衆</b>の被ばく線量評価体制を整備するものとする。</p> <p>14～17（略）</p>
	る協力 2 県が行う住民の問合せ対応に対する協力																									
日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社 (一社)静岡県トラック協会	1 災害対策に必要な物資の輸送確保 2 災害時の応急輸送対策																									
日本放送協会 民間放送機関	気象予警報、災害情報、その他の災害広報																									
(一社)静岡県バス協会	避難住民等の輸送の支援																									
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	1 緊急時モニタリングの支援 2 専門家の派遣 3 放射線測定機材の提供 4 災害応急対策の技術的支援（検討・助言）																									
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 放射線医学総合研究所	1 緊急時モニタリングの支援 2 専門家の派遣 3 原子力災害医療派遣チームの派遣																									
	る協力 2 県が行う住民の問合せ対応に対する協力																									
日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社 (一社)静岡県トラック協会	1 災害対策に必要な物資の輸送確保 2 災害時の応急輸送対策																									
日本放送協会 民間放送機関	気象予警報、災害情報、その他の災害広報																									
(一社)静岡県バス協会	避難住民等の輸送の支援																									
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	1 緊急時モニタリングの支援 2 専門家の派遣 3 放射線測定機材の提供 4 災害応急対策の技術的支援（検討・助言）																									
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 放射線医学総合研究所	1 緊急時モニタリングの支援 2 専門家の派遣 3 原子力災害医療派遣チームの派遣																									
<p>4～8（略）</p> <p><b>第2章 原子力災害事前対策</b></p> <p>第1節～第6節（略）</p> <p>第7節 緊急事態応急体制の整備</p> <p>1～12（略）</p> <p>13 緊急時の<b>住民等</b>被ばく線量評価体制の整備</p> <p>県は、国の支援のもと、健康調査・健康相談を適切に行う観点から緊急時に<b>住民等</b>の被ばく線量の評価・推定を迅速に行えるよう、甲状腺モニター等の配備・維持管理、測定・評価要員の確保、測定場所の選定、測定場所までの被検査者の移動手段の確保等、<b>住民等</b>の被ばく線量評価体制を整備するものとする。</p> <p>14～17（略）</p>	<p>4～8（略）</p> <p><b>第2章 原子力災害事前対策</b></p> <p>第1節～第6節</p> <p>第7節 緊急事態応急体制の整備</p> <p>1～12（略）</p> <p>13 緊急時の<b>住民等</b>被ばく線量評価体制の整備</p> <p>県は、国の支援のもと、健康調査・健康相談を適切に行う観点から緊急時に<b>住民等</b>の被ばく線量の評価・推定を迅速に行えるよう、甲状腺モニター等の配備・維持管理、測定・評価要員の確保、測定場所の選定、測定場所までの被検査者の移動手段の確保等、<b>住民等</b>の被ばく線量評価体制を整備するものとする。</p> <p>14～17（略）</p>	<p>防災基本計画の修正を反映</p>																								

静岡県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表（案）

<p>第8節 避難収容活動体制の整備 1～5（略） 6 住民等の避難状況の確認体制の整備 県は、所在市及び関係周辺市町等が屋内退避又は避難のための立退きの指示等（具体的な避難経路、避難先を含む。）<b>等</b>を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくよう所在市及び関係周辺市町等に対し助言するものとする。 7～9（略）</p> <p>第9節～第10節（略）</p> <p>第11節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備 1～5（略） 6 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備 (1) 県は、国、所在市及び関係周辺市町と協力し、<b>応急対策を行う</b>防災業務関係者の安全確保のための資機材をあらかじめ整備するものとする。 (2) 県は、<b>応急対策を行う</b>防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、国、所在市、関係周辺市町及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。 7～8（略）</p> <p>第12節～第14節（略）</p> <p>第15節 防災業務関係者の人材育成 県は、国と連携し、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が防災業務関係者に向けて実施する、原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進する等、人材育成に努めるものとする。 また、県は、国及び防災関係機関と連携して、原子力防災業務関係者に対し、次に掲げる事項等についての研修を必要に応じ実施するものとする。なお、研修成果を訓練等において具体的に確認し、緊急時モニタリングや原子力災害医療の必要性など、原子力災害対策の特殊性を踏まえ、研修内容の充実を図るものとする。 ① 原子力防災体制及び組織に関すること ② 原子力施設の概要に関すること ③ 原子力災害とその特性に関すること</p>	<p>第8節 避難収容活動体制の整備 1～5（略） 6 住民等の避難状況の確認体制の整備 県は、所在市及び関係周辺市町等が屋内退避又は避難のための立退きの指示等（具体的な避難経路、避難先を含む。）を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくよう所在市及び関係周辺市町等に対し助言するものとする。 7～9（略）</p> <p>第9節～第10節（略）</p> <p>第11節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備 1～5（略） 6 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備 (1) 県は、国、所在市及び関係周辺市町と協力し、<b>被ばくの可能性がある環境下で活動する</b>防災業務関係者の安全確保のための資機材をあらかじめ整備するものとする。 (2) 県は、<b>被ばくの可能性がある環境下で活動する</b>防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、国、所在市、関係周辺市町及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。 7～8（略）</p> <p>第12節～第14節（略）</p> <p>第15節 防災業務関係者の人材育成 県は、国と連携し、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が防災業務関係者に向けて実施する、原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進する等、人材育成に努めるものとする。 また、県は、国及び防災関係機関と連携して、<b>被ばくの可能性がある環境下で活動する</b>原子力防災業務関係者に対し、次に掲げる事項等についての研修を必要に応じ実施するものとする。なお、研修成果を訓練等において具体的に確認し、緊急時モニタリングや原子力災害医療の必要性など、原子力災害対策の特殊性を踏まえ、研修内容の充実を図るものとする。 ① 原子力防災体制及び組織に関すること ② 原子力施設の概要に関すること</p>	<p>語句の訂正</p> <p>防災基本計画の修正を反映</p> <p>防災基本計画の修正を反映</p>
---	---	--

静岡県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表（案）

<p>④ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること</p> <p>⑤ モニタリングの実施方法及び機器並びにモニタリングにおける気象情報及び大気中拡散計算の活用に関すること</p> <p>⑥ 原子力防災対策上の諸設備に関すること</p> <p>⑦ 緊急時に県や国等が講じる対策の内容</p> <p>⑧ 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること</p> <p>⑨ 原子力災害医療（応急手当を含む）に関すること</p> <p>⑩ その他緊急時対応に関すること</p> <p>第16節～第17節（略）</p> <p>第18節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(4) 県及び事故発生場所を管轄する市町は、事故の状況の把握に努めるとともに、国の指示又は独自の判断により、事故現場周辺の住民避難等、一般公衆の安全を確保するために必要な措置を講じるものとする。</p> <p>第19節～第20節（略）</p> <p>第3章 緊急事態応急対策</p> <p>第1節（略）</p> <p>第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保</p> <p>1 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡</p> <p>(1)～(2)（略）</p> <p>(3) 原子力事業者からの特定事象発生通報があった場合</p> <p>①（略）</p> <p>② 原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、発生の確認と原子力緊急事態が発生しているか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について県をはじめ官邸（内閣官房）、内閣府、関係地方公共団体、県警察本部及び公衆に連絡するものとされている。また、内閣府は、PAZを含む市に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難実施、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、UPZを含む市町に対しては、屋内退避の準備を行うよう、UPZ外の区域を管轄する市町に対し</p>	<p>③ 原子力災害とその特性に関すること</p> <p>④ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること</p> <p>⑤ モニタリングの実施方法及び機器並びにモニタリングにおける気象情報及び大気中拡散計算の活用に関すること</p> <p>⑥ 原子力防災対策上の諸設備に関すること</p> <p>⑦ 緊急時に県や国等が講じる対策の内容</p> <p>⑧ 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること</p> <p>⑨ 原子力災害医療（応急手当を含む）に関すること</p> <p>⑩ その他緊急時対応に関すること</p> <p>第16節～第17節</p> <p>第18節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(4) 県及び事故発生場所を管轄する市町は、事故の状況の把握に努めるとともに、国の指示又は独自の判断により、事故現場周辺の住民避難等、一般住民等の安全を確保するために必要な措置を講じるものとする。</p> <p>第19節～第20節（略）</p> <p>第3章 緊急事態応急対策</p> <p>第1節（略）</p> <p>第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保</p> <p>1 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡</p> <p>(1)～(2)（略）</p> <p>(3) 原子力事業者からの特定事象発生通報があった場合</p> <p>①（略）</p> <p>② 原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、発生の確認と原子力緊急事態が発生しているか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について県をはじめ官邸（内閣官房）、内閣府、関係地方公共団体、県警察本部及び住民等に連絡するものとされている。また、内閣府は、PAZを含む市に対しては、施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難等の予防的防護措置や、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民等を対象とした避難等の予防的防護措置の準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、UPZを含む市町に対しては、</p>	<p>防災基本計画と表現を合わせる。</p> <p>防災基本計画と表現を合わせる。</p>
---	---	---

静岡県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表（案）

<p>ては、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、要請するものとされている。</p> <p>③～④（略）  (4)～(5)（略）  2～3（略）  4 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動  (1)（略）  (2) 緊急時の<b>公衆</b>の被ばく線量の実測  国、指定公共機関及び県は連携し、原子力緊急事態宣言発出後、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、発災後1週間以内を目途に緊急時における放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくの把握を、1か月以内を目途に放射性セシウムの経口摂取による内部被ばくの把握を行うとともに、速やかに外部被ばく線量の推計等を行うための行動調査を行うものとする。</p> <p>第3節 活動体制の確立  1～6（略）  7 防災業務関係者の安全確保  (1)～(3)（略）  (4) 安全対策  ① 県は、<b>応急対策活動を行う</b>県の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保するものとする。  ② 県は、<b>応急対策活動を行う</b>職員等の安全確保のため、オフサイトセンター等において、国、所在市、関係周辺市町及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。</p> <p>第4節 避難、屋内退避等の防護措置  1 避難、屋内退避等の防護措置の実施  (1)（略）  (2) 県は、施設敷地緊急事態発生時には、国の要請又は独自の判断により、PAZ内における避難の準備を行うとともに、施設敷地緊急事態要避難者<b>に係る避難</b>を行うものとし、PAZを含む市にその旨を伝達するものとする。また、県は、国の要請又は独自の判断により、UPZ内における屋内退避の準備を行うとともに、UPZ外の市町村に対し、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう</p>	<p>屋内退避の準備を行うよう、UPZ外の区域を管轄する市町に対しては、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、要請するものとされている。</p> <p>③～④（略）  (4)～(5)（略）  2～3（略）  4 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動  (1)（略）  (2) 緊急時の<b>住民等</b>の被ばく線量の実測  国、指定公共機関及び県は連携し、原子力緊急事態宣言発出後、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、発災後1週間以内を目途に緊急時における放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくの把握を、1か月以内を目途に放射性セシウムの経口摂取による内部被ばくの把握を行うとともに、速やかに外部被ばく線量の推計等を行うための行動調査を行うものとする。</p> <p>第3節 活動体制の確立  1～6（略）  7 防災業務関係者の安全確保  (1)～(3)（略）  (4) 安全対策  ① 県は、<b>被ばくの可能性がある環境下で活動する</b>県の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保するものとする。  ② 県は、<b>被ばくの可能性がある環境下で活動する</b>職員等の安全確保のため、オフサイトセンター等において、国、所在市、関係周辺市町及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。</p> <p>第4節 避難、屋内退避等の防護措置  1 避難、屋内退避等の防護措置の実施  (1)（略）  (2) 県は、施設敷地緊急事態発生時には、国の要請又は独自の判断により、PAZ内における避難の準備を行うとともに、施設敷地緊急事態要避難者<b>を対象とした避難等の予防的防護措置</b>を行うものとし、PAZを含む市にその旨を伝達するものとする。また、県は、国の要請又は独自の判断により、UPZ内における屋内退避の準備を行うとともに、UPZ外の市町村に対し、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）</p>	<p>防災基本計画の修正を反映</p> <p>防災基本計画の修正を反映</p> <p>防災基本計画の修正を反映</p> <p>防災基本計画と表現を合わせる。</p>
--	--	--

静岡県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表（案）

<p>要請するものとする。</p> <p>表（略）</p> <p>(3)～(10)（略）</p> <p>2～10（略）</p> <p>第5節～第12節（略）</p> <p>第4章（略）</p>	<p>に協力するよう要請するものとする。</p> <p>表（略）</p> <p>(3)～(10)（略）</p> <p>2～10（略）</p> <p>第5節～第12節（略）</p> <p>第4章（略）</p>	
--	---	--